

「静岡市立幼稚園・保育所移行方針（案）」に対する
市民意見の募集結果について

本市では、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度移行に伴う本市事業計画の策定に先立ち、静岡市立幼稚園及び保育所の新制度における役割、施設形態等についての方針を定めるため「静岡市立幼稚園・保育所移行方針（案）」を作成し、市民の皆さんから方針（案）に対する意見の募集を行いました。

寄せられたご意見の集計結果とご意見に対する本市の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見公募期間

平成25年12月16日（月）から平成26年1月15日（水）まで

2 意見提出方法

子ども未来課への持参、郵便、ファクシミリ、市ホームページからの電子申請

3 募集結果

意見件数 1,337件

（持参1,099件、郵便27件、ファクシミリ184件、電子申請27件）

4 内容（ご意見の主な趣旨から分類）

(1) 児童福祉法第24条の市の保育責任について	983件
(2) 教育・保育の質について	76件
(3) 待機児童の解消について	50件
(4) 市民への説明について	50件
(5) 移行の必要性、形態、方法について	30件
(6) 現場職員への対応について	16件
(7) 特別な支援が必要な児童への対応について	14件
(8) 保育料について	14件
(9) 入園にあたっての契約等について	7件
(10) その他意見、要望	97件

5 ご意見に対する本市の考え方

別紙のとおり

静岡市立幼稚園・保育所移行方針に対するパブリックコメントと回答

1 児童福祉法第24条の市の保育責任について

主な意見	市の考え方
<ul style="list-style-type: none">・公立保育園は児童福祉法24条に基づき市で設置する認可保育所です。認定こども園化はやめ、公立保育園として存続発展させるべきです。公的保育制度をしっかりと守っていくために、認定こども園化はやめ市が運営する公立保育所として存続しつづけることが必要です。・児童福祉法24条1項に定める市の保育実施義務を公立保育所で果たすことができなくなるのは問題である。	<ul style="list-style-type: none">・認定こども園になっても、保育に対する市の責任は変わりません。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い改正された児童福祉法第24条では、市は、児童が保育を必要とする場合、認定こども園等により必要な保育を確保する（第2項）ほか、保育所における保育を行わなければならない（第1項）ということを定めています。 認定こども園は保育所と幼稚園の機能をあわせもつ施設ですので、これまで保育所で培われた保育の質を確保しつつ、幼児教育と一体的に提供することで、子どもたちにとってよりよい環境を実現できるものと考えます。・改正児童福祉法第24条は、保育所の設置義務を規定しているものではなく、市が地域の実情に応じて保育所その他の保育施設・事業を組み合わせ、地域の保育需要に対応する責務を負うことを規定しているものと認識しています。 保育所については、市町村に保育実施義務があり、直営又は委託により保育を実施する必要があるため、公立・私立の別なく、市が保護者と契約し、費用は市から委託料として支払い、保育料の徴収も市が行ってきました。今後も従前どおり市の保育実施義務を果たしていきます。市は、市立園の認定こども園移行後は、新制度の実施主体として、児童福祉法第24条の責任に加え、公立の認定こども園の設置者としての責任を持って、保育責任を果たしていきます。

2 教育・保育の質について

主な意見	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの未来を考えているなら、保護者の預けやすさだけでなく、質のいい保育を子どもたちに与えられるような制度にしてください。 公立保育所は、市の条例や国の補助金の基準などにより運営の基準などが守られています。認定こども園になることでこれらが守られず子どもたちへの影響が出ることはさけるべきと考えます。 公立幼稚園は子どもの発達を考え指導計画をしっかりと作成し、職員で共通理解をしながら保育を行っている。教育基本法で学校と定められ教育を行っている。認定こども園になった場合、教育機関が行う教育のように質の高い保育が望めないと思われる。 子ども園になると、長時間保育の子と短時間保育の子が混合になると思います。午睡の時間をどう確保していくのか、登園時間に差が大きい時に主活動の時間をどのように確保していくかよいのか不安ばかりです。本当に保育の質を保つ、また向上していくことは可能なのでしょうか。 保育を必要とする子たちは短時間の子たちがうらやましく思ったり、帰ったらさみしく思ったりしないのか。それを埋めるような工夫ある保育内容などで楽しめるように保育されたらいいと思います。 現在の自園での給食調理がこの先変わってしまうのか不安があります。離乳食のきめ細かい対応が出来なくしまっては、移行する意味が無いのではないかと思います。 幼稚園と保育園が一緒になることによってイベント等が増え、保護者が参加しなければいけないことが増えると、働いている親の負担になるし、行けな 	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園化は、子どもを大切にするという観点から進めようとしているものです。親の就労状況に関わらず、どの子にも成長や発達の状況に応じた教育・保育を一体的に提供しようするものです。 市立園が移行予定の幼保連携型認定こども園は、教育基本法上の「法律に定める学校」です。現在の幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえた「幼保連携型認定こども園保育要領」に基づいて教育・保育が実施されますので、これまでの認可幼稚園における教育と認可保育所における保育の質が確保されます。 認定こども園では、3歳以上のクラスについては、教育のみを必要とする児童も保育を必要とする児童も一体的にクラス編成し、原則として、幼稚園教諭免許と保育士資格をもつ保育教諭が配置され、教育・保育を一体的に行うことになります。 現在、安東幼保園（認定こども園ではありませんが、同一敷地内に幼稚園と保育所があります。）では午前の時間に教育のみの児童と保育を必要とする児童が一緒に生活していますが、夢中になって遊ぶことから友だちとのかかわりが生まれ、仲よく、落ち着いて生活ができます。3歳児の4月当初には不安になる子もいますが、次第に慣れ自分のペースで生活が送れるようになります。他市の認定こども園からも同様の話を聞いています。保育内容を工夫することで園での生活がより楽しいものとなるよう努めています。 認定こども園に移行することで保育所給食がなくなることはありません。 イベントなどの保護者負担が増えることがないよう各園で工夫していきます。

<p>ければ子どもに寂しい思いをさせることになります。こういうことになるのであればこども園は反対です。</p> <p>・幼稚園に預ける親と保育園に預ける親との価値観の違いで付き合いが難しくなることも考えられ、不満が出ると思います。</p>	<p>・認定こども園では、様々な生活スタイルの親と子が地域の中で育て合い、育ちあう関係になれるよう、幼稚園と保育所の良いところを取り入れ、教育・保育の内容を充実させていきたいと考えます。</p>
---	---

3 特別な支援が必要な児童への対応について

主な意見	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園として存続発展させていかなければ、障がい児の受入れ、支援等も困難になるのではないかと予測されます。すべての子どもを平等に支援していくためには公立の保育所として責任をもって市が運営していく必要があるのではないかでしょうか。 ・障がい児加配の職員は保育園のように配置してほしいです。無理なく保育・教育できるように保育士・教諭と子どもの人数割合を考えてほしいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園に移行しても、これまでと同様に、障がいのある児童の受入れや虐待など特別な配慮が必要な児童と家庭に対する支援を行っていきます。 ・市立園の職員配置については、これまでと同様に、障がいのある児童の保育も含め、必要な職員配置に努めていきます。

4 移行の必要性、形態、方法について

主な意見	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・国も静岡市も保育は養護と教育の一体的実施であるとしており、現在の保育園でも幼児教育は行われています。保育園利用保護者から幼児教育がもっと必要などといった声が出ているのでしょうか。園庭などで遊び身体を動かし、自然と触れ、友だちや先生方との関係、信頼づくりをして想像力や人間関係を考える力を育んでいくことが大事だと思います。それは現在の保育園で十分できています。 ・幼稚園と保育園は、同年齢の子どもたちへの教育内容について教育要領と保育指針に基づいて指導・支援を行っています。その内容は、適当な環境のもとで心身の発達を助長するとされています。教 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園への移行は、幼稚園と保育所のそれぞれの良さをあわせもつ施設として、親の就労状況等にかかわらず、子どもたちの成長と発達に応じた教育・保育を一体的に行うとともに、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的としています。 ・市立保育所では、保育所保育指針に基づき、「養護と教育の一体的な提供」としての保育を実施してきました。認定こども園に移行することで、これまで行ってきた子どもに寄り添ったきめ細かな保育に加え、小学校における教育への円滑な接続が図られるよう学校教育の充実を図りたいと考えています。

育面について大差ない幼稚園と保育園の大きな違いは保育時間ではないでしょうか。すなわち、保護者の家庭の状況により幼稚園か保育園を選んでいて、求める機能も違っています。幼稚園には子育て支援を、保育園には長時間保育とその内容の充実が今後も求められると思います。認可幼稚園と保育園を合わせるのではなく、それぞれをより充実させることと待機児解消のための施設の増設が急務ではないでしょうか。

・幼稚園、保育園それぞれの良さが一緒になることでなくなってしまうようで心配です。教育（保育）内容が異なるので一緒にすることは難しいと思います。それぞれの良さや特色を大切に維持するためにも今まで通り幼稚園、保育園は別々でいいと思います。

・本当に幼保連携型でいいのでしょうか。なぜ幼保連携にしたのかもっと詳しく教えてほしいです。乳幼児は、親の就労状況により生活が大きく変わってきます。まだまだ親の状況に左右される乳幼児の施設は、幼稚園型、保育所型とした方が子どもが安定するのではと思われます。

・幼保連携型認定こども園への移行は、少数の園で実施し、そこでの実践と研究を行った上で進めることが望ましいのでは。

す。

・幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の法的位置づけを持つ施設です。これまで幼稚園で行われてきた幼児期の学校教育と保育所で行われてきた保育の質を確保しながら、教育・保育の一体的な提供を行うとともに、市として保育責任をしっかりと果たしていくためには、幼保連携型認定こども園が最も適当な移行形態であると考えます。

・市では、安東幼保園（認定こども園ではありませんが、同一敷地内に幼稚園と保育所がある施設）を平成17年に開設し、幼保一体化の研究園として、すでに様々な取組みを行ってきました。これまでに、幼稚園児と保育園児が区別なく一緒に活動するコアタイムの取り組みなどを通して、統一的な教育課程の研究など、成果を上げてきました。

また、新制度になりますと、認定こども園法が改正され、「幼保連携型認定こども園」については、所管や財源が文部科学省と厚生労働省で別であつたものが内閣府に一元化されるとともに、職員は保育教諭として統一されるので、これにより、二重行政が解消され、制度上の課題が解消されます。

こうしたことから、安東幼保園での研究・実践を踏まえて、残る課題を解決できる幼保連携型認定こども園への移行が適当であると判断しました。

5 待機児童の解消について

主な意見	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・現在の待機児童のほとんどが0～2歳児であり、幼稚園から移行する認定こども園では3～5歳児の受け入れのみを行うとしている。これでは幼稚園が認定こども園へ移行しても待機児童の解消にはつながらないと思う。 ・0～2歳の待機児童問題が解決できる方策を示さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童の解消については、様々な方法を組み合わせて取り組んでいく必要があります。現在実施している保育所新園、分園の設置や小規模保育の推進、待機児童園の設置などに加え、認定こども園への移行を促進し、幼保一体化を推進することにより、待機児童の早期解消を実現したいと考えます。

<p>れることが市としての責任だと思います。</p> <p>・息子が保育園に入所する際も、0歳児の時、かなり待機児童が多く、機を待ちました。働く親にとって必要なのはやはり認可保育園だと思います。保育園と幼稚園を一体化するより認可保育所を増やして欲しいです。</p> <p>・3号認定児童(保育を必要とする0~2歳の児童)の受け入れは行いません、とありますが、認定こども園にするのであれば受け入れてもらいたいです。上の子が3歳すぎて園に入れても、下の子が3歳未満ならそこに入れずほかに保育園を探さなければならないためなかなか働くことができません。</p>	<p>・市立幼稚園から移行する市立認定こども園では当分の間0~2歳児の受入はしませんが、新制度で認可事業として位置づけられる小規模保育の3歳以上の受け皿確保にもつながるなど、待機児童解消に少なからぬ効果があるものと考えます。</p> <p>なお、0~2歳児の将来的な受入については、保育需要と私立幼稚園の移行による受入状況などを踏まえ検討していきます。</p>
--	--

6 入園にあたっての契約等について

主な意見	市の考え方
<p>・保育園から認定こども園に移行すると保護者と施設の直接契約になるということだが保護者の心理的負担の影響と市が関与しないことへの不安を感じるため、市が運営する公立保育所としての存在が必要です。</p> <p>・保護者が直接施設に契約に申し込みをすることだが、忙しい保護者が何軒も施設を回ることは負担となると思う。また、入所できなかったという場合、待機児童の数がどれ位いるのか、把握できないのではないか。</p>	<p>・子ども・子育て支援新制度では、保育所の利用については、保護者と市との契約、保育所以外の施設等（幼稚園、認定こども園、小規模保育事業等）の利用にあたっては、保護者と施設等が直接契約をする仕組みとなります。しかし保育の利用にあたっては、認定こども園や小規模保育事業等についても現在の保育所と同様に、保育の必要性の高い児童から優先的に利用ができるよう、市が調整を行いますので、これまでに比べて申込みに係る保護者の負担が大きく増えることはありません。</p> <p>・施設や事業のメニューが増えますので、市は管内の施設・事業者の情報を整理し、情報提供及び相談対応を行うほか、保育の必要性の認定や利用の申し込みを受け付け、あっせんや施設利用の要請を行います。</p> <p>・保育の利用にあたって、市が保育の必要性の認定をし、利用調整を行うことから、待機児童の数は把握することができます。</p>

7 保育料について

主な意見	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育園では、保育料の金額も徴収の方法も違うのではないかと思います。子ども園になった場合保育料は一律になるのではどうか？現在保育園に子どもを通わせている保護者は納得するのでしょうか。 ・現在7,500円（月額）の保育料ですが認定こども園になった場合保育料はどうなるのか具体的な金額を教えておいてもらわないと家計に関わるので大変困ります。 ・保育料が安かったから今の幼稚園に入園させたのに、認定こども園になるために保育料が上がるのには納得いかないです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、幼稚園については施設ごと定額の保育料が設定され、保育所については保護者の所得に応じて保育料が決定されています。 新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の「利用者負担基準」が設定され、公立・私立の区別なく、原則としてこの基準に基づき、保護者の所得状況や児童の年齢、保育の必要性の認定の有無、保育時間の長短などにより保育料が決定されることになります。 ・利用者負担基準の内容については、現在国において検討されていますが、基本的に現行の保育料水準に配慮したものになると思われます。

8 市民への説明について

主な意見	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市のホームページを見ると、幼稚園も保育園も平成27年度から認定こども園となることが決まっているようなイメージを受けます。現行私立幼稚園型で存続していく幼稚園もあるのではないかでしょうか。幼稚園が質の高い教育を続けていくことができるよう考えていただき、市民に対しては、情報が目や耳に触れるようにしてください。 ・保護者、地域、職員など市民に幼保連携型認定こども園に移行していくための説明を納得できるよう丁寧に行ってください。詳しい内容がわからないまま実施しないでください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度は、幼稚園と保育所の財政的な仕組みを一本化するとともに、認定こども園制度を改善して普及しやすくし、幼保一体化を進めることで教育・保育の一体的提供を実現し、あわせて待機児童の解消を図ろうとするものです。 静岡市では、この新制度による変化に積極的に対応し、子どもたちのよりよい成育環境を整備していくため、市立の幼稚園、保育所を原則幼保連携型認定こども園に移行したいと考えています。 しかし、新制度では、現在の幼稚園、保育所のまま存続することも可能です。私立幼稚園、保育所については、それぞれ建学の精神や幼児教育・保育に対する考え方があり、利用者の状況も施設の状況も異なるため、そうした利用状況を勘案し、各園において施設の形態を決めていくことになります。私立園の認定こども園への移行にあたり必要な施設整備については、市としてできる限り、支援、協力し

	<p>ています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の皆さんに対しては、制度の枠組みが具体的に決定する 26 年 4 月以降、保育料や入園手続など保護者に直接関係する事項や、各施設の施設形態と受けられるサービスなどについてお知らせをしていきます。 ・お知らせの方法は、広報誌やホームページのほか、民間の広報媒体もできる限り活用したいと考えています。また、必要に応じて、郵便や園からの手渡しで保護者あて通知等を行うことを予定しています。 ・認定こども園に移行予定の市立幼稚園、保育所では、保護者、地域、職員に対し、説明会等により、しっかりと説明していきたいと考えています。
--	--

9 現場職員への対応について

主な意見	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教諭や保育士の免許が両方ないと働けない状況になってしまうのは困る。時間的、金銭的な問題もあるし、免許の更新もあつたりで働く意欲をなくしてしまう人もでてきてしまうのではないか。 ・幼稚園教諭の「更新」を受けるための学校や教諭の手配がこの 2 年ないし 5 年の中でできるか。受講料の件や、必ず受講することができるか不安です。 ・幼保連携型認定こども園になるにあたって、教師の体制はどうなっていくのか。多数の人数で 1 クラスの運営に関わっていくのか。朝番、遅番と交代制になっていくのか、教員組織はどうなっていくのか、詳しく知りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度の施行から 5 年間は、幼稚園教諭免許又は保育士資格の一方の資格を持っていれば、もう一方の資格も持っているとみなす経過措置が設けられています。また、幼稚園教諭免許又は保育士資格いずれか一方の資格を持つ人がもう一方の資格を取得する際には、資格取得に必要な単位数を軽減する特例措置が設けられています。認定こども園に勤務する職員の資格の取得や更新が円滑に行えるよう必要な人員配置を行い、質の高い教育・保育の提供ができる体制を整備します。 ・具体的な職員の配置や勤務体制は利用する児童の数によって異なりますが、これまで幼稚園で行ってきた教育の質が低下することのないよう、保育を必要とする児童の受け入れに必要な職員配置を行います。

10 その他意見・要望

- ・認定こども園は子ども自身のために必要であり、保育所としての機能や教育を一体とすることは親や市民にも有益である。
- ・幼保連携型認定こども園のメリットの2つ目にある「保護者の就労状況にかかわらず質の高い教育・保育の一体的提供が可能」とあるように差別なく教育・保育が受けられることはよいと思う。
- ・幼児の教育を行っていただけるなどの、保育園からの変更点については概ね賛成です。
- ・幼稚園の厳しい運営状況を、このデータを見て初めて知りました。こういった状況にあるならば、幼稚園・保育園双方の需要と供給をリンクさせて認定こども園に、という方向になるのも納得できます。
- ・現在、私の体調に合わせて保育時間を延長していただくななど、柔軟に対応していただいている。こども園になった場合でも、そのように対応していただけるとありがたいです。たとえば教育のみ受ける子どもであっても、家庭に事情に応じて、臨機応変に保育・教育時間変更していただきたいです。
- ・教育だけ受ける子どもと、教育と保育を受ける子どもに分かれると思いますが、そのようなグループ分けをはっきりするのではなく、ひとつのこども園の子どもたちであり、皆大切な仲間であるという意識を子どもたちが持てるような環境づくりをしてほしいです。そして職員の方々も、自分の受け持ちの子どものことだけを考えることなく、また分け隔てすることなくすべての子どもたちに目をかけてほしいと思います。
- ・今の幼稚園レベルで、長く、夏休みも預かってもらえるのであれば、ぜひ利用したいと思う。保育園は入れにくい（人数的）イメージがあるが、幼稚園ももう少し時間が長く、休みが減ればパートレベルで働いている人も入れやすいと思う。
- ・認定こども園の場合、3歳児以上は、もし保育に欠ける事情がなくなった場合も、転園しないでむようにしていただきたいです。
- ・0～3才の保育所を増やす（3才からこども園への選択ができる）。そして子育て相談や親子交流ができる場と一時預かりを行う施設を併設する。
- ・質の高い幼児期の保育（教育・養護）を全面に打ち出すためには、適正規模の検討が必要かと思われます。幼児教育は、環境を通して行うことを基本としております。保育者が意図的に構成した環境に子どもが主体的にかかわり、遊びを通して総合的に学んでいきます。遊びや活動といった直接体験の中で学んでいくのです。

- ・現在、幼稚園・保育所と小学校の連携が現場での課題となっており、移行期の教育についてさまざまな取り組みや研究が進められています。静岡市内には、小学校に隣接している幼稚園・保育所もあり研究も進めやすい条件が整っております。また、近隣校園での研修も活発に行われており成果をあげています。単に施設の適正配置という視点だけではなく、積極的に研究実践を行っている園については、その成果も検討材料にするべきではないでしょうか。
- ・認定こども園への移行に際して、その後に安易に民間へ管理運営を移譲させないこと。また、3歳未満児の入所の取扱いについて、従来どおりに就労等の保育要件によること。
- ・少しの時間だけでも働きたいと思っている親は送迎や夏休みに困るため、あと1時間でもあづけられたらと退園していく人が多い。ただ意見を求められても具体的な運営イメージがわからず、今の幼稚園で時間が長くなるならもっと早くやってほしいという声は多数あるが、こんなはずではなかったとならないようにはっきりとしてほしい。
- ・市立のすべてが認定こども園になっても多様な教育の補償として、就労をしないで子育てをすること選び、税金を使わないで子育てを頑張る人への支援も考慮に入れていただきたいと思います。乳幼児期に安定した親子関係を作る事は基本的な信頼感、生きる力の源をつくる事につながり、多くの教育・保育の理論や実践の中で周知されています。11時間という長時間開所を普通の事として奨励するような形ではなく、もちろん必要な人への対応はあるべきかと思いますが、母親が、安心して腰の据わった子育てができるように支援していただきたいと思います。子どもを社会で育てる事は時代背景からして大切ですが、基本は親にその主体があることは子ども・子育て支援法にもりこまれているところで、在宅で育てる人への物心両面の支援をお願いしたいと思うところです。幼稚園の立場で、身近に子どもを育てている人たちと接していて思うことです。
- ・制度の中でいかに静岡方式を考えていくのかをアピールすることで人口流出を食い止めることができるのではないかと考えます。待機児解消も必要ですが保育の質に安心を与えてこそ子育てのしやすいまちづくりができると思います。

